

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成30年10月15日

(平成29年度決算)

(環境生活部・企業局・病院局・人事委員会事務局)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成30年10月15日（月曜日）

午前 9 時 58 分開議
 午前 11 時 15 分休憩
 午後 0 時 57 分開議
 午後 1 時 32 分休憩
 午後 1 時 36 分開議
 午後 2 時 14 分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第42号 平成29年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 平成29年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第58号 平成29年度熊本県病院事業会計決算の認定について
- 議案第59号 平成29年度熊本県電気事業会計決算の認定について
- 議案第60号 平成29年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第61号 平成29年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 小早川 宗 弘
- 副委員長 高 野 洋 介
- 委員 岩 下 栄 一
- 委員 鎌 田 聡
- 委員 井 手 順 雄
- 委員 溝 口 幸 治
- 委員 西 聖 一
- 委員 高 木 健 次
- 委員 緒 方 勇 二
- 委員 河 津 修 司
- 委員 松 村 秀 逸

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

- 部 長 田 中 義 人
- 政策審議監 藤 本 聡
- 環境局長 久 保 隆 生
- 県民生活局長 瀬 戸 浩 一
- 環境政策課長 横 尾 徹 也
- 水俣病保健課長 梅 川 日出樹
- 首席審議員

- 兼水俣病審査課長 三 輪 孝 之
- 政策監 山 口 喜久雄
- 環境立県推進課長 橋 本 有 毅
- 環境保全課長 緒 方 和 博
- 自然保護課長 古 家 宏 俊
- 循環社会推進課長 城 内 智 昭
- くらしの安全推進課長 村 上 敏 幸
- 消費生活課長 西 川 哲 治
- 男女参画・協働推進課長 真 田 由紀子
- 人権同和政策課長 森 上 大 右

企業局

- 局 長 原 悟
- 総務経営課長 西 浦 一 義
- 工務課長 伊 藤 健 二
- 発電総合管理所長 福 本 政 洋

病院局

- 病院事業管理者 三 角 浩 一
- 院長 大 塚 直 尚
- 総務経営課長 緒 方 克 治
- 看護部長 田 中 久 代

人事委員会事務局

- 局 長 田 中 信 行
- 首席審議員兼総務課長 井 上 知 行
- 公務員課長 小 崎 至

出納局職員出席者

- 会計管理者兼出納局長 能 登 哲 也

会計課長 無 田 英 昭

監査委員・事務局職員出席者

監査委員 濱 田 義 之

局 長 中 山 広 海

監査監 工 藤 真 裕

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂

議事課主幹 甲 斐 博

午前9時58分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から、企業局、病院局及び人事委員会事務局の審査を行うこととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、できるだけ簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 おはようございます。

平成29年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、全庁共通事項として、2つの御指摘がございました。

1つ目は、増大する震災関連業務への的確に対応するため、特定の職員へ過度な業務の集中が生じないよう、人員の確保に努め、職員

の健康管理に十分留意することという御指摘でございました。

これについて、各所属でさらなる事務効率化を行うとともに、特定の職員に業務が集中しないよう平準化を図っております。

また、体調不良を訴える職員がいる場合には、健康サポートセンター等を活用し、早期の対応を図っております。

これらの取り組みなどにより、環境生活部職員の時間外勤務状況は震災前とほぼ同じ状況になっております。

2つ目は、熊本地震関係の繰越事業を確実にやり遂げるため、個々の状況を踏まえた柔軟な対応を検討することという御指摘でございました。

環境生活部におきましても、熊本地震関係の事業数は多く、また、これらの中で入札不落が続いたため、関係機関と協議し、工期の延期や事故繰越などの措置を講じながら、執行いたしております。

今後も、事業の適切な執行に向け、状況に応じた措置を講じてまいります。

次に、環境生活部に係る事項でございませう。

「水道事業施設整備事業補助金に係る県補助金交付要項の策定が遅れ、年度末に予算流用により対応しているが、本来、補正予算にて対応すべき事案である。今後は、同様の事案が生じないよう、再発防止策を講じて、適正な業務執行に努めること。」という御指摘がございました。

この再発防止策として、部内全課の補助事業について進行管理表を作成し、事務の漏れやおくれがないか、適正な予算が確保しているかなどを組織的に確認することといたしました。

また、部内全職員を対象とした研修会を実施するとともに、部課長会議でも再三注意喚起を行い、平成29年度においては、適切な予算対応や適正な業務執行を行っております。

今後も、このような事案が発生しないよう、組織的なチェックや研修等を通じ、再発防止に努めてまいります。

次に、「地域女性活躍推進交付金について、国へ8件の申請を行い、うち3件が不採択となっている。事業内容を十分精査し、予算を確保できるよう工夫し、事業効果が高まるよう努めること。」という御指摘がございました。

これについては、事業にかかわる市町村や経済団体等と綿密に事前協議を行い、また、国の助言も受け、事業内容やその効果について、しっかりと検討を行いました。

その結果、平成29年度及び30年度においては、合計6件の交付申請が全て採択をされました。

今後も、市町村等と連携しながら、女性の活躍推進に取り組んでまいります。

御指摘に係る措置状況は以上でございます。

続きまして、環境生活部の平成29年度決算の概要につきまして御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の1ページをお願いいたします。

当部に関係いたします会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の予算現額261億7,200万円余に対しまして、調定額、収入済み額はともに234億9,000万円余で、不納欠損及び収入未済はございません。

また、予算現額と収入済み額との差額でございます26億8,100万円余は、7市町村から委託を受け県が実施した災害廃棄物処理の実績が当初の見込みを下回り、受託収入が減となったことなどにより生じたものでございます。

次に、歳出でございますが、最下段の予算現額341億3,500万円余に対しまして、支出済

み額は308億2,800万円余、繰越額は19億1,400万円余、不用額は13億9,200万円余でございます。

不用額が生じた理由は、歳入と同じく、7市町村から受託した災害廃棄物処理の実績が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が平成29年度決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長が御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○小早川宗弘委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○横尾環境政策課長 環境政策課の横尾でございます。

まず、今年度の環境生活部における定期監査の結果ですが、指摘事項はございません。

それでは、環境政策課の決算について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

上段の一般管理費は、人事課から特別配当を受けました職員の時間外勤務手当でございます。この項目につきましては、各課共通ですので、ほかの課の説明は省略させていただきます。

中段の公害対策費は、職員給与費のほか、環境生活部政策調整事業、水銀フリー推進事業などでございます。

不用額の137万円につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

下段の諸支出金は、後ほど御説明いたします熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計への繰出金でござい

ます。

めくっていただいて、4ページをお願いいたします。

ここからは、特別会計になります。

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の御説明を事前にちょっとさせていただきます。

チッソが行う補償金の支払いに係る資金の貸し付けや当時の水俣病問題解決支援財団がチッソに対して行いました一時金の支払いに係る資金の貸し付け等のために、県が起こしました県債の償還等の円滑な運営を図るための特別会計でございます。

チッソの金融支援につきましては、毎年度、チッソの経常利益の中から可能な範囲での返済を求め、毎年度の償還額に対して不足する額を国庫補助金で8割、全額交付税措置のある特別県債で2割というルールで県の財源に充当しております。

県の負担につきましては、平成12年のチッソに対する支援措置の決定の際の閣議了解におきまして、万一不測の事態が発生した場合には、国において万全の措置を講ずるとされており、従来からの国の立場を確認するとともに、引き続き必要な国庫補助や交付税措置がなされておまして、県の負担はございません。

それでは、内容について説明させていただきます。

まず、歳入につきまして、全ての項目で不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページ上段の公害防止事業費事業者負担金は、水俣湾の公害防止事業に係るチッソ負担金で、2億8,000万円余でございます。

中段のチッソ貸付金元金、利子は、水俣病認定患者に対する補償の支払いのため、チッソに貸し付けた貸付金の返済金で、計23億3,000万円余でございます。

下段は、旧水俣病問題解決支援財団に対する出資金に係る県債、いわゆる平成7年一時

金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金2億7,000万円余となっております。

5ページをお願いいたします。

まず、支援措置費は、チッソに対する金融支援に係る費用です。

上段の国庫支出金33億9,000万円余は、地方債償還に対する国からの補助金となっております。

中段は、特別県債の元利償還のための一般会計からの繰入金11億7,000万円余でございます。

下段の県債は、チッソに対する特別貸付資金の8億4,000万円余となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

これは、水俣病特措法に伴う一時金支払い関係県債の元利償還金についての一般会計からの繰入金7億5,000万円余でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、7ページからが歳出になっております。

平成29年度に償還時期が来たもので、上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費は、水俣湾の公害防止事業に係る県債の元利償還金3億6,000万円余、下段のチッソ貸付費は、水俣病認定患者に対する補償のための県債の元利償還金、計56億4,000万円余となっております。

先ほど御説明しましたとおり、チッソの経常利益からの返済額と、残りは8割の国庫補助金、2割の交付税措置のある特別県債で手当てされております。

8ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資費は、平成7年一時金県債の元利償還金で、計2億7,000万円余でございます。

下段の支援措置費は、特別県債によるチッソへの特別貸付金8億4,000万円余となっております。

9ページをごらんください。

上段が、特別県債の元利償還金、計11億

7,000万円余となっております。

下段は、水俣病特措法に伴う一時金支払い関係県債の元利償還金、計7億5,000万円余となっております。

環境政策課は以上でございます。

○梅川水俣病保健課長 水俣病保健課長の梅川でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はありません。

下から2段目、水俣病総合対策事業費補助について、予算現額と収入済み額との差が2,300万円余でございます。これは、主に平成28年度からの繰越補助事業費、具体的には、水俣市立明水園の個室化整備事業の額の確定などにより、国からの補助金受け入れが減額になったものでございます。

ページ飛びまして、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公害保健費の不用額が1億100万円余ございます。これは、水俣病総合対策事業に係る扶助費等の支給実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三輪水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

表の2段目の公害健康被害補償事業事務交付金をごらんください。

予算現額に対し、収入済み額が235万円余下回っております。これは、水俣病の検診などの認定業務に要する経費の2分の1が交付される交付金につきまして、交付額の算定基

礎となる新規認定申請者数が減少したことなどにより、交付額が予算上の見込み額を下回ったものでございます。

次に、表の3段目をごらんください。

水俣病総合対策事業費補助でございますが、これは、水俣病認定申請者に対する医療費助成等に要する経費に対する補助でございます。交付額の算定基礎となる医療費助成に係る支出額の増加などにより、交付額が予算上の見込み額を150万円余上回ったものでございます。

表の4段目の諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、1ページは飛ばしまして、17ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、一番下の公害保健費につきまして、2,777万円余の不用額となっております。これは、水俣病認定検診費等に係る支出額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。なお、翌年度への繰越額はございません。

水俣病審査課は以上でございます。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課長の橋本でございます。

説明資料の18ページをお願いします。

歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

19ページをお願いします。

最上段の環境保全基金繰入金につきまして、予算額に対して収入済み額が157万円余の減額となっておりますが、これは、基金充当事業において実績額が所要見込み額を下回ったことにより、基金の取り崩し額が減額となったものでございます。

20ページをお願いします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

最下段の計画調査費ですが、これは、主に企業局の工業用水道事業に対する一般会計か

らの貸付金や地下水保全条例に基づく許可制度の運用など、地下水保全のための事業等を行うものです。

不用額280万円余は、経費節減等に伴う執行残でございます。

21ページをお願いします。

中段の公害対策費ですが、これは、主にくまもとらしいエコライフ普及促進事業などの地球温暖化対策に関する事業や環境センター運営事業などを行うものです。

不用額708万円余は、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金に係る市町村における入札残による補助所要額の減や経費節減等に伴う執行残でございます。

22ページをお願いします。

工業用水道事業会計繰出金ですが、これは、企業局の工業用水道事業会計に係る企業債元利償還等に対して、一般会計から繰り出すものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の23ページをお願いします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

下から2段目の水道関係費補助について、予算現額と収入済み額との差が1,280万円余ございますが、これは事業を30年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、上から2段目、衛生費のうち、その下の段、公害対策費でございますが、これは、煙突内部の断熱材などに使われていたアスベストの有無を調べる県有建築物アスベスト(レベル2)の使用状況調査事業でございます。

不用額390万円余につきましては、入札に伴う執行残でございます。

次に、その下段の公害規制費でございますが、主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づき、県内36カ所の測定局におきまして、光化学オキシダントやPM2.5等の大気汚染の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、原子力規制庁の委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業でございます。

不用額3,810万円余につきましては、備考欄にありますとおり、建物の壁や天井に吹きつけられたアスベストの有無を調べる県有施設における吹きつけアスベスト確認調査業務におきまして、確認が必要となった対象施設が当初見込みより大幅に少なかったことなどによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、水道施設の耐震化を促進するために、市町村が実施する老朽化した水道管の更新等に対しまして補助する水道事業施設整備事業、水道広域化施設整備利子補給事業及び市町村の水道事業の認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策として水質調査等を行っております上水道費でございます。

不用額90万円余につきましては、執行残によるものでございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。

水道事業施設整備事業でございますが、事業を実施する水俣市におきまして、工事に伴う通行規制の地元との調整に不測の日数を要したことから、工事に遅延が生じ、年度内に工事が完了しなかったものでございます。

なお、工事は、本年7月20日に完了しております。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古家自然保護課長 自然保護課長の古家でございます。

説明資料のほうに戻っていただいて、27ページをお願いします。

まず、歳入ですが、不納欠損、収入未済はございません。

主なものを御説明します。

28ページをお願いします。

3段目の自然環境整備交付金、次の段の環境保全施設整備交付金、これらは国立公園内の施設整備等に対する国の交付金ですが、予算現額に比べて、それぞれ1億7,800万円余、1億3,400万円余の減収となっています。これらは、事業を翌年度に繰り越したため、減額となりました。

29ページをお願いします。

1段目、自然公園施設災害復旧費補助ですが、2億7,000万円余の減収となっています。これも繰り越しに伴う減額でございます。

なお、繰り越しに関しましては、後ほど説明いたします。

30ページをお願いします。

歳出でございます。

下段の鳥獣保護費400万円余の不用額は、入札に伴う執行残でございます。

次の31ページをお願いします。

下段の観光費ですが、これは、国立公園内の施設整備等に関する事業です。

7,200万円余の不用額は、国からの内示が予算額を下回ったこと及び入札に伴う執行残によるものです。

32ページをお願いします。

観光施設災害復旧費ですが、これは、自然公園施設の災害復旧事業です。

7,000万円余の不用額は、入札及び設計変更に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料の2ページをお願いします。

平成29年度繰越事業調べの明許繰り越してございます。

1段目の国立公園における国際化・老朽化等整備交付金事業ですが、これは、天草ビジターセンターの改修を行うもので、1億5,000万円余を繰り越しています。右の理由欄にありますように、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業完了が見込めなかったため、繰り越したものでございます。

次の段、国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇の大観峰園地のトイレ改修で2,100万円余、その2段下の九州自然歩道(菊池溪谷)の落石対策工事で1,400万円余の繰り越しなど、合計5件の事業で繰り越しています。右の理由欄にありますように、地元調整や工法検討に期間を要したなどの理由によるものです。

3ページをお願いします。

国立公園満喫プロジェクト推進事業の国補正分です。

1段目、兜岩園地の駐車場改修で2,900万円余、一番下の草千里駐車場の改修で8,400万円余など、合計4件の事業で繰り越しています。右の理由欄にありますように、いずれも国の交付決定が年度末となったため、繰り越したものでございます。

4ページをお願いします。

事故繰越でございます。

国立公園満喫プロジェクト推進事業は、2段目の草千里園地の展望所整備で7,500万円余、4段目の阿蘇山上線道路の安全柵設置で1億900万円余など、合計4件の事業で繰り越しています。

また、一番下の自然公園施設災害復旧費の補助事業では、草千里給水施設の復旧工事で2億7,600万円余を繰り越しています。右の理由欄にありますように、いずれも熊本地震の影響で資材や人員の確保が困難となり、工

事施工に不測の日数を要したためです。

5ページをお願いします。

自然公園施設災害復旧費の単独事業では、矢部周辺県立自然公園の歩道復旧工事で1,300万円余など、2件の事業で繰り越しています。右の理由欄にありますように、熊本地震の影響で人員や資材の確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためでございます。

以上が繰越事業です。明許繰り越し、事故繰越とも年度内に完了する見込みでございます。

自然保護課は以上です。御審議のほどどうぞよろしくをお願いします。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課長の城内でございます。

説明資料のほうにお戻りいただいて、33ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、不納欠損及び収入未済はございません。

主なものについて御説明いたします。

上段の使用料及び手数料につきまして、その下、2段目の産業廃棄物処理業許可申請手数料の増を主な要因として、予算現額に比べ595万円余の増となっております。

これは、熊本地震の影響により、平成28年度においては件数比で前年度の約1.5倍に増加しておりました産業廃棄物の収集、運搬の新規の許可申請が、平成29年度においては落ちつくものと想定しておりましたが、見込みを超える申請があったことによるものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

中段の諸収入につきまして、予算現額に比べ20億5,447万円余のマイナスとなっております。これは主に、おめくりいただいて、次の36ページ、最上段の災害廃棄物処理事業受託収入の減によるものでございます。

熊本地震により発生した災害廃棄物の処理

につきましては、特に被災の程度が大きかった益城町を初めとする7つの市町村の事務の一部を、平成28年度から、地方自治法の規定に基づき、県が受託しております。この中で、先ほど部長の説明にもございましたとおり、平成29年度における災害廃棄物処理事業実績が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

最下段の環境整備費につきましては、従来、廃棄物の適正処理や3Rの推進に要する経費等を主な内容としておりますが、平成29年度においては、熊本地震に伴う災害廃棄物処理の経費も含んで計上しております。

不用額として10億1,933万円余、予算現額と支出済み額の差額として20億7,633万円余が生じておりますが、これは、入札や経費節減に伴う執行残を除きますと、先ほど歳入の災害廃棄物処理事業受託収入の欄で御説明いたしましたとおり、受託7市町村分の災害廃棄物処理に係る事業実績が下回ったことによるものでございます。

なお、翌年度繰越額として10億5,700万円を計上しておりますが、この点につきましては、別冊の決算特別委員会附属資料で御説明いたします。

別冊資料の6ページをお願いいたします。

災害廃棄物処理事業(受託)の繰り越しにつきましては、先ほど触れました受託7市町村分の災害廃棄物処理事業におきまして、県で整備しました災害廃棄物2次仮置き場の受け入れ期間を受託市町村との協議により延長したことに伴い、建屋、選別ライン、舗装等の撤去工事の着工がおくれたことによるものでございます。

なお、工事の現場作業は既に終了しており、書類等の審査を含め、10月末には全ての

手続が完了する見込みでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○村上くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課長の村上でございます。

説明資料にお戻りいただいて説明させていただきます。

資料の39ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、40ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

まず、交通安全対策促進費でございますが、交通安全推進連盟等への補助や交通事故相談業務など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

次に、最下段の諸費は、県民の防犯意識を高めるための広報啓発など、犯罪の起きにくいまちづくりの推進や犯罪被害者等支援に係る広報啓発等の経費でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

青少年育成費でございますが、青少年育成県民会議への補助や青少年の台湾派遣、有害環境調査やフィルタリング普及促進等の少年保護育成条例の運用など、青少年の健全育成推進に係る経費でございます。

最後に、最下段の農業総務費は、食品表示制度の啓発指導や食の安全、安心確保に係る普及啓発、残留農薬等の食品検査に係る経費でございます。

なお、不用額120万円余は、各種会議や活動経費等の節減等に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課長の西川でございます。

説明資料の42ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

主なものを御説明します。

上から2段目の地方消費者行政活性化交付金でございますが、予算現額に対しまして466万円余の減となっております。これは、当初の見込み額を実績額が下回ったものでございます。

1ページ飛びまして、44ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

2段目の消費者行政推進費は、県消費生活センターにおける消費生活相談や啓発事業、市町村消費者行政推進事業補助金、多重債務者や熊本地震被災者などへの生活再生総合支援事業及び災害関連の法律相談、市町補助金などが主な事業でございます。

892万円余の不用額が生じておりますが、その主な理由は、市町村補助金の実績額が当初申請額を下回ったためと県事業の経費節減等に伴う執行残でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○真田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課長の真田でございます。

説明資料の45ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

上から2段目の地域女性活躍推進交付金におきまして、予算現額と収入済み額の差が35万円余でございます。これは、事務費節減等により、実績額が見込み額を下回ったことによるものでございます。

上から3段目の雑入でございますが、これは、過年度に実施したNPO委託業務の事業費確定に伴う委託事業者からの返納でございます。

説明資料の46ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものを御説明します。

一番下の社会福祉総務費でございますが、これは、主にくまもと県民交流館の管理運営経費及び女性活躍加速化事業を含めた男女共同参画の推進のための事業経費でございます。

なお、不用額283万円余につきましては、各事業の経費節減等に伴う執行残でございます。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森上人権同和政策課長 人権同和政策課長の森上でございます。

説明資料の47ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、49ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上から3段目の諸費につきましては、923万円余の不用額が生じております。これは、広報、啓発事業の経費節減及び入札に伴う執行残等でございます。

次に、4段目の社会福祉総務費につきまして、772万円余の不用額が生じておりますが、これは主に隣保館の耐震化工事の入札に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で環境生活部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 災害ごみですけれども、相当の量が出たことは承知しております。便乗して出した人もいるし、私なんか、ついで

に災害ごみ置き場に自分ちのちょっと大型ごみを出したりして申しわけありませんでした。大半そういうことだったと思いますけれども、どのくらいの量のごみが出たんですかね。

○城内循環社会推進課長 直近の集計で310万トンほど災害廃棄物として出たと思います。

○岩下栄一委員 そのうち、焼却、埋め立て、いろんな方法があったと思いますけれども、その点はどうですか。

○久保環境局長 前任の課長でございますので、お答えいたします。

熊本地震に伴う災害廃棄物全体としては、リサイクル率というのが、目標として70%を目指しましたがけれども、78%ほどの率になっております。残りの22%ほどが最終的にいわゆる埋立処分に回ったものというふうに捉えていただいて結構かと思えます。

焼却のほうにつきましては、特に熊本地震の場合は、公費解体、すなわち建物についてのいわゆる解体処理に伴う廃棄物が非常に出ましたので、木材等がかなり出ております。

この木材等につきましては、例えば、セメント工場ですとかバイオマスの発電所という形で、熱源としてリサイクルという形で利用させていただいております。ちょっとその量につきましては、私も手元の数字ございませんけれども、一応そういった形での処理を済ませてきたという状況になります。

○岩下栄一委員 リサイクル率が78%で大変なものですな。

○久保環境局長 ありがとうございます。

○井手順雄委員 今公費解体という話が出ま

したけれども、ことしの3月末で、あらかた公費解体等々処理が終わったと。本当2年ちょっとで全部終わったという話の中で、本当御苦労されたというのは十分承知しておりますし、その中で、公費解体をしたいんですけども、マンションとかできなかった部分等々が残ると思うんですが、それはどのくらい残ったのかな。わかりますか。そういったやつは、今後どういった流れで解体していくのかというのかわかれば。

○久保環境局長 マンションにつきましては、いわゆる区分所有法に基づくそういう集合建物という特性がございますけれども、これの解体については東北大震災のときも非常に問題になりました。

それで、法律のその後の改正がございました、いわゆる被災マンション法と呼ばれるもので、全員の同意がなくても、8割でしたかね、の同意があれば解体ができるという形になって、今回の熊本地震の場合は、それが適用されております。適用されましたのが28年11月4日で、1年間に限り、申し出ていただければ、8割の同意でもいわゆる解体ということのできるものとみなしますよという法令の適用がされたんですけども、なかなか、実際に解体するとなると、同意しなかった方々の所有物も解体しなきゃいけないわけですね。そこまでの同意がなかなか、熊本市が中心になりましたけれども、手間取られて、実際上間に合わなかったという部分もございます。それは、言ってみれば、解体に同意される方、反対される方も逆にいらしたと。要するに、修復すればまた使えるんじゃないかと、それだけの投資、または借財、借金をしたくないというような御意見もあったかのように聞いております。

そういう中での調整でございましたので、所有者におかれましては、非常に難しい調整をくぐってこられたかと思いますが、結果と

しては、幾ばくかの建物については合意が成り立たずに、いわゆる公費解体にできなかったという状況がございます。

今現在におきまして、あと1棟だけ、公費解体にするマンションが残っておりますけれども、これにつきましては、何とか昨年11月4日の期限までに同意が間に合って進んでいるという状況と聞いております。

○緒方勇二委員 公費解体で、あの立派なプラントがあったおかげで、今委員のほうからもおっしゃったように、可及速やかにああいふ処理ができたというふうに認識しております。

あのプラント自身は、業界の方に貸し付けてるのか、資産だったと思いますけれども、西日本豪雨でそういうところがあれば、そこに貸し付けるような新聞報道で聞きましたけれども、そのプラントの先行きですね。

これは県の所有物なのか、あるいは業界にもう売り渡したのか。そういうところがどこで出てきているのかなと思うんですけども、要は、あのプラントが有用に動いてくれたおかげでこういうふうになったというふうに思いますけれども、あのプラントのすばらしさを知る者の一人として、今後どんな活用があるのかな、あるいは、災害が全国各地で起きるんですけども、そういうところに貸し付けができるものなのか。何かそういう方向性を教えていただければと思います。

○城内循環社会推進課長 県が整備しました2次仮置き場のプラントにつきましては、基本的には、災害廃棄物を処理する期間で償還期限が終わるというふうな、もともとはそういう解釈でございまして、それで、一応2次仮置き場の処理の運営を行っておりましたJV、連合体のほうに、県のほうから終了とともに譲り渡したような形になっております。

○緒方勇二委員 売却。

○城内循環社会推進課長 はい。それを県内の産業廃棄物の処理業者でつくります組合のほうで自分のところで保管したいというふうな申し出がありまして、そちらのほうに連合体からさらに売買というか譲り渡すような形をして、現在その組合のほうで保管しておるような形です。

組合がそういう形で保管しております理由といいますのが、今委員おっしゃられたように、せっかくいいプラントですので、今後全国各地で発生する災害廃棄物の処理等に生かしたらということで、一応自分のところで持つという、使う機会があれば活用していただきたいということで譲り受けをされたというふうに伺っております。

○緒方勇二委員 リサイクル率が78%もあって、木産廃なんかも、新潟かどこでしたっけ、行ってセメントになって帰ってきてくれて、災害復旧事業に供してくれたというふうに聞かせてもらってます。ああいうすばらしいプラントがあって、今後有用に活用できる、あるいは、連合体にとおっしゃってましたけれども、全国各地で災害が起きたとき、県のほうに申し出があったときに、県の求めに応じて連合体がそういうところに貸し付けができるものなのか。そして、もう資産として譲ったと、売却なのか、慰労金みたいなものなのか、知りませんが、そういう取り扱いでよかったですかね。

○城内循環社会推進課長 所有につきましては、先ほど申し上げましたとおり、既に組合の持ち物というふうにはなっておりますけれども、もともと組合が自分のところで持つというふうに決断された理由というのが、知事も申しておりました、いわばもったいない精神といいますか、せっかくのプラントを役立つ

てて恩返しをしたいというふうなところの意思に賛同して保持されたという形ですので、もしそういうふうなニーズがあるようでしたら、県のほうからもお願いできないかと、当然そういうふうな話はしていく形になるかと思えます。

○井手順雄委員 このプラントは、当初、国庫補助金の中で、最終的には工事が終われば解体してやるというような方向じゃなかったかな。それをどういった格好で、その方向性を曲げてされて、償却——これは、償却したら解体して、もうそれで終了するというような工事だったと私認識しております。その中で、どういった作戦を使って残しているのかというのをちょっと話していただきたいと思えます。

○城内循環社会推進課長 おっしゃったとおり、先ほど申し上げましたとおり、本来であれば、もう使用期間が終了するというところで、スクラップにするというふうな計画でございました。ただ、それをスクラップしないということになりますと、これが国の補助が入っておりますので、それを残すという形でいいかどうかという点がかなり問題になりました。その点に関しまして、国のほうに協議をしましたところ、国のほうの了解が得られましたので、このような形をとれたということでございます。

○井手順雄委員 その了解を得たということであれば、その2年間の償却で終わるんですけども、償却が残っていくんじゃないですか。その中で、その分の経費というのは、どういったことで処理されたのか。

○城内循環社会推進課長 国の見解は、あくまでも災害廃棄物の処理をするのに役立つという形であれば、いわゆる本当言えば、税

金の問題とかもかかってくるわけですがけれども、その用途に限って使う場合には税金をかけたないというふうなところで了解いただきました。それを曲げて一般の廃棄物処理に使うということになるならば、結局、償還期間がいわば生き返ってくるというふうな形で、そうならば、当然高い税金がかかってくるというふうなことになるという前提で措置をしております。

○井手順雄委員 やっぱりそういった何というのかな、逆に、熊本市の焼却処理施設で熊本港に大きな建屋をつくって、あそこでもう処理されましたですね。あれが終わって建屋を半分でもいいから残してくれと、それと一緒にですよ、その機械と。残してもらえれば、いろんな災害があったときに、そういった建物を急急につくらなくても、そこで処分ができるけん、そういった意味では半分でもいいけん建屋を、屋根を残してくれれば、通常の、例えば、流木とか出てきたときには、そこに収納して風が吹いてもいろいろ飛ばないというような形で、たいがお願いしたところ、全部壊していただいたと。そのときには、これはもう2年間の償却で壊さなくちゃいけませんと言われてたったいな。

反面、そのプラントというのは、今のよう曲げて残していく。この整合性がとれてないなというふうに思いますし、そして、そのプラントの基礎、いわゆるコンクリをずっとこう何万平米と打ってあります。それは残つとるんですよ。それは、後から県が使い勝手がいいけんというような形の中で市に言うて残つとるわけですよ。それはどぎゃん整合性がとれますか。もう言いたくなかったばってん。

○城内循環社会推進課長 申しわけございません。熊本市の施設に関しては、私、正直そんなに詳しく把握ができておりませんが、お

っしゃられたように……。

○井手順雄委員 いやいやいや、これは入るとつよ、お金は。通っていっとつとだけんね、ここから。

○城内循環社会推進課長 おっしゃられたように、建屋として残すにはやっぱり基礎部分の問題とかがあって壊さざるを得なかったやにお聞きしておるところでございます。

○井手順雄委員 だけんね、全部残せというわけじゃなかつたい。基礎を強化すれば残せることができたんですよ。そこまでたい。ならば、そのプラントは後々使えるからどがんでん残そいて、その建屋は、基礎はうつくざさんで上だけとってしもて、それはどういうことですか。それは、港湾課に聞いたら、基礎は何かのためになるけん残しましたというようなことですよ。やっぱりそこ辺は、理解の仕方というか県の考え方でそういった後処理というのがなされとる中で、我々がいろんな要望をしたところのことについては全く理解されてなかつたと、されなかつたというようなことですよ。

だけん、結局、県の都合でそういったことを曲げていくじゃないけれども、何と申しますかね、そういった形で残っていったというふうですから、もうちょっとこう、そういうことができるならば、我々の意見も聞いていただければよかつたのかなと。水産関係の意見を聞いてくれればよかつたのかなという思いがあります。何かありますか、部長。

○田中環境生活部長 済みません。私も、熊本市の御要望があつたとかそういう事情については把握はしておりませんで、申しわけありませんでした。

私ども、今後災害が起きたときに、せつかく——先ほど課長も申しあげましたように、

全て壊してしまうというのももったいないということで、もし利用ができるならばということで環境省に御相談をしまして、先ほどとちょっと繰り返になりますけれども。

ただ、撤去をする費用についても、当初国の補助金の対象でしたけれども、その撤去の分については、実際、撤去は、スクラップしませんから、当然、要らない費用は補助金の対象の外となりますし、いろんな手続、御理解を踏まえて、もともとリースの物件でございましたし、事業体のほうで契約をさせていただいて、事業体から今の組合のほうにお渡しいただいたということでございます。

今さら言ってもどうこうというのがございますけれども、いろいろ後の利用につきましては、私も正確にはわかりませんが、もしかしたら御相談の余地——あと何に使うか。今回の場合は、私どもの場合は、今後も災害のために使うということで多分環境省のほうも御理解いただいたと思います。災害のために今後使うということを十分に国に説明する機会があれば、何らかのことも考えられたのではないかというふうに思わないでもございません。

今後そうしたことがありましたら、私どものほうにも御相談いただければ精いっぱい努力したいと思っております。申しわけありません。

○井手順雄委員 私が言いたいのが、その建屋部分ですね。それを全部残してくれとは言うとらぬとですよ。今後災害があった場合に、こういった屋根つきの資材置き場があれば、今後ためなるかなと、災害に備えて。基礎部分をさつきなくちゃいけないという話がありましたが、半分壊して、その半分壊さぬなら、そこでまた利益が出て基礎ができるというような変更ができるわけですよ。

今おっしゃったとおり、プラントに関しても、解体費用が浮いたと、減額したと、そういうことでいいんじゃないですか。建屋もリ

ースでやりますから。そのプラントもリースをしてる——リース物件というのは、どこか商社が入ってますよ、多分。その辺の減価償却はどがんしていきよつとですか。突き詰めていけば、本当こう、いいふうな言い方ですよ。その辺が全く何と言うのかな、我々一般市民からすれば、よかふうなよかふうな解釈をして今現在プラントが残ってるという状況なんですよ。

リース屋あたりには幾ら払うとですか。間には、必ず県が発注して、その機械を持つ会社があります、メーカーが。そのメーカーが、リース屋さんに言うて、今度の仕事が発注して仮設になつとるわけですよ。その分を今回残すから、その減価償却分を差っ引いて、そしたら、今度はリース屋さんのが発生すつとですよ、そのリースするお金が。この辺をどうやってチャラにしとつとですか。わかる、言う意味。そういうことですよ。

ですから、聞こえは、本当こう、もったいない精神で残しましたとか格好いいような話ですよ。しかし、その中身に関しては、いろんな手続論というのがあった中で、都合のいいような流れで話が来てるように思います。

本来ならば、まだまだ、仮設だったけれども、ここは残しておけば今後ためなるねとかいうのがいっぱいあったんですよ。そういうのを全部、いや、これはリース物件で工事が終われば全部撤去しなくちゃいけないんです。我々には説明がありました。して、我がたちが都合のいいのだけ残してしまつて、よかごて対応して今ある状況ですよ。そぎゃんした感じです、私が受けとつとは。

したら、やっぱり県民が、これは残しておってもらったほうがよかよねとか、そういう流れでいけば、まだまだ災害があったときの対応というのができると思うんですよ。そういうのが随所にあります。益城にもありました。熊本市にもありました。

しかし、自分たちの都合なんですよ。これ

だけは残そうと思ったら、そのときは残してもらって、あとは全部撤去です。本当はそれがもったいないなと私は思ったところです。もう答弁は要りません。

以上です。

○溝口幸治委員 41ページのくらしの安全推進課の青少年育成費のグローバルジュニアドリム事業、これ台湾に青少年やってる分と考えていいですかね。

○村上くらしの安全推進課長 そうです。

○溝口幸治委員 非常にいい事業だと思ってますし、今後も継続できればというふうに思ってますけれども、今のところどうなんですかね、人気というか。

○村上くらしの安全推進課長 応募が、小中学生を25名引率するんですが、それに対して161人応募があり、倍率で言えば6.4倍、高校生リーダーを5人引率しますけれども、38人応募で倍率7.6倍というふうな状況になっております。

○溝口幸治委員 これは、応募は、昔私が調べたときには、動機というか、こういう理由で行きたいですと書いて応募するんですけども、最後は、何かがらがらがらって抽選でその中から何枚か抜くということで、そのときの中学生とか小学生から、いや、あれ真剣に応募の動機書いても最後抽選なんですよと、あれそもそも書かなくてもいいんじゃないのと素朴な質問を受けたことがあったんですけども、今どうなっているのか。ちょっと私、その後、改善したほうがいいんじゃないんですかという話をしたので、今どうなっているのか教えてください。

○村上くらしの安全推進課長 一番初め、や

はりこれを全て面接をしております。

○溝口幸治委員 今は。

○村上くらしの安全推進課長 はい。私以下、くらしの安全推進課のほうで面接を行って決めております。

○溝口幸治委員 100何人面接して25人に絞るとのこと。

○村上くらしの安全推進課長 そうです。

○溝口幸治委員 100何人面接……。

○村上くらしの安全推進課長 済みません、書類選考をやって50名ほどに絞って。済みませんでした。

○溝口幸治委員 書類選考して絞り込んで、そこから面接ですね。はい、わかりました。

私が一番初めに指摘したように、昔、本当動機とか一生懸命書いて出すけれども、何か抽選箱みたいにくらべて引きよんなったけんですね。やっぱり子供といえども侮っちゃいかぬとですよ。子供ほど敏感なので、そのあたり今後も気をつけていただきたいと思えます。

○緒方勇二委員 環境立県推進課にお尋ねしますけれども、この不用額が、再生可能エネルギー等導入推進事業費補助という、市町村に対するですね。もう九電も、御存じのように、出力制御をすとか、太陽光に随分偏重してるんだらうなという、社会問題化してくると思うんですね。そういう中であって、この再エネの導入支援ですよ。3,300万ほど出てますけれども、市町村とすればどういう方向に行こうとしているんでしょうか。

そしてまた、県民発電所構想が重油換算で

100万ガロンぐらいだったですかね、それぐらいありますけれども、県としては、どういう方向に再エネを——今まさに岐路に立ってるんだろうと思いますけれども、いろんな心配の向きが出てますけれども、この導入支援に対する県のスタンスといいますか、どういうふうにお考えなのかを教えてください。

○橋本環境立県推進課長 この市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業につきましては、平成24年度と平成25年度に国の補助金等を受けまして、基金を設置して28年度まで行ってきた事業でございます。

24年度に10億円、25年度に9億円の基金を積み立てて、その中でやってきた事業でございますけれども、今回の不用額につきましては、具体的には、合志市の総合センター、ヴィーブルに太陽光発電と蓄電池を設置する事業でございます、平成28年度の熊本地震により28年度事業が実施できずに29年度に繰り越した事業でございます。今回の不用額につきましては、この合志市における入札残についての部分でございます。

今後の再生可能エネルギーの導入に対して県の考え方ということでございますけれども、県としては当然、地球温暖化防止のために再生可能エネルギーを推進していく立場には変わりはありませんで、今後とも推進していきたいと考えております。

○緒方勇二委員 再エネもいろいろあるんですけども、例えば、太陽光で出力制御を考えると、蓄電池のほうの導入支援をあげるとか、今後、今まで太陽光を整備したあらゆる施設に対してですね、そういう方向に行くのか。あるいは、森林を随分切ってますよね。そして、災害のもとをつくっているんじゃないかなと思われるようなことも散見されるわけですね。そういうところを抑制する方向に行くのか。あるいは、くめども尽き

ぬ流れる大河をもっと水力を利用する方向に行くのか。県内各地の再エネの姿を示していただいたじゃないですか。そういう中で、どういう市町村の導入支援をするのか。持っている知見をもってどういう方向に行くのかという方向づけがもしあるのであれば、不用額が出た理由はわかりますけれども、合志市ヴィーブルという話でしたけれども、そういうところに蓄電池という、今まさに太陽光は蓄電池の時代だろうと思いますけれども、そういう県の方向性をしっかりまた——改めて県民発電所構想が出たときは県民こそ喜んでと思いますよ。その後いろんな社会問題化してきて、どういう方向に行くのかというのを、今また折り返し地点なのか、中間なのか、わかりませんが、そういうところで示すべき時期が来てるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがですかね。

○橋本環境立県推進課長 エネルギーの導入等につきましては、商工観光労働部のほうで熊本県総合エネルギー計画というのをつくっておりまして、その中で太陽光発電とか水力発電とか再生可能エネルギー等について推進しているところでございます。

環境生活部としては、とにかく地球温暖化対策の推進のために、再生可能エネルギーの導入等について推進していく立場でございますけれども、そのあたりは、今申し上げました県のエネルギー計画と連携しながら普及啓発を進めてまいりたいと考えている状況でございます。

○緒方勇二委員 一番心配するのは、20年がたつてその後どうなるかという大きな問題があると思うんですね。その後の処分の仕方とか、見せ金じゃないですけども、当然申請時にはそういうことをやられる業者多いですよ。

しかしながら、今地方で太陽光なんかの事業をやられている県外資本も含め、そういうところのありようはちょっとひど過ぎると思いますよ。カズラが巻き上がってとても発電効率はよろしくないと思いますし、草が繁茂して本当に近隣の農地に被害を及ぼすような状況にあるように思います。

今後、大きな問題が社会問題化してくると思うので、その辺のことをしっかりやっとなかなく大変なことになってくるんじゃないかなということも、これはもう要望しときますけれども、心配しておりますので、よろしくをお願いします。

○西聖一委員 水俣病審査課のほうにお尋ねしますが、17ページです。

水俣病認定検診費で7,500万ほど組んでいるようですが、知事がおっしゃる健康被害調査みたいなのは、まだできてないわけで、この7,500万という費用は、大体何人当たりの検診で、どれくらい単価がかかっているのか、ちょっと教えてください。

○三輪水俣病審査課長 検診につきましては、大体40人ぐらいの検診医の方を一応熊本大学などの御協力をいただいているところでございます。あと、認定審査会というのがございまして、こちらのほうでは10名の委員と11名の専門員という構成で審査会のいろんな審議をお願いしておるところでございます。

○西聖一委員 その40人の人に対して1人100万ぐらいの検査費がかかっているというふうに見るんですか。

○三輪水俣病審査課長 いろいろ必要な旅費とか、時には県外のほうに検診に行っていたくようなそういう場合もございますので。それと謝金と申しますか、そういう予算でございまして、単純に割ると、そのぐらいの経

費が必要になるというふうに思っております。

○西聖一委員 そういう関係者に対する経費は、もうしようがないんですけども、やっぱり私は、何かもうちょっとしっかり水俣病に認定されるような具体的な検診をしてもらったらなというのはあるので、それは要望でとめます。

それともう1点、あと自然保護課ですけども、繰越事業が出てますが、現在進捗状況はゼロとか5という話ですけども、これは、ことし不調、不落で、また次も繰り越すような感じなんですかね。ちょっとお尋ねします。

○古家自然保護課長 附属資料の2ページと3ページ、2ページですと、上から2段目の大観峰園地、これが進捗、現在ゼロでございます。これは、大観峰からずっと下のほうにトイレの排水パイプを施工する工事で、土地所有者の方々の地元調整にちょっと期間を要してまして、所有者の了解とれまして、来月発注予定でございます。年度内完了の予定で工事は進めていく予定でございます。

それから、3ページの九州自然歩道（菊池溪谷）、これがゼロになっております。これは、金額もさほど大きくはないんですけども、これまで工法の検討とかを進めておまして、少し時間がかかりました。それから、菊池溪谷がちょっと観光シーズンに入りましたものですから、しばらく工事発注を待っておりまして、来月こちらでも発注する予定で事業を進めております。これも年度内に完了する予定で事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 安全に工事を進めていただきたいんですけども、やっぱり観光に結びつ

くような箇所みたいなので、来年以降、世界の方がいろいろ阿蘇の観光を目指して来ると思われますから、事業は確実にやっていただきたいと思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○河津修司委員 関連ですが、これによって、ほとんど29年度できてなくて、ことしに繰り越して、この後の影響はないんですか。それから、県がこれはやっている、実際、環境省がやっている事業もまだあるんですか。

○古家自然保護課長 これは、県がやっている事業、あるいは市町村に対して補助でやっている事業がございます。年度内に完了させるつもりでやっておるところでございます。次年度以降への影響というのは、特に大きな影響が出るというふうには考えておりません。

それから、環境省の直轄事業は、特に阿蘇火口周辺が環境省の直轄事業をやられているところでして、具体的に、その事業がおくれているとか、そういったのはちょっと聞いてはいないところでございます。

○河津修司委員 地元も大変期待をしている事業ではあるんですけども、おくれないうにやってもらいたいと思うわけですが、それから、地元がどれぐらい、いろんな事業をやってほしいという要望がまだほかにもいっぱいあると思うんですけども、どれぐらい聞いて——その辺の協議会の中で検討されて採用になった事業だろうと思うけどですね。

○古家自然保護課長 基本的に、地元の要望を振興局を通じて上げていただいております。その中から、優先順位といたしますか、急ぐ事業あるいはそういったのをつけて、国庫

補助事業として、要望どおりの予算がつかないのが現状として、どうしても優先順位の上のほうからというふうに今進めているところでございます。

来年度につきましても、既に要望が上がっておりまして、国のほうと今その協議を進めているところでございます。

○河津修司委員 地元の要望が強いのは、実際、道路のほうの際まで杉、ヒノキが立って見えないからそれを切ってほしいと、そうすれば阿蘇山も見えるし、通行の観光客にとっても景色がよくなるから切ってくれという話も大分出ていると思うけれども、実際のところほとんど事業化されてないわけとして、その辺のところもぜひ要望として入れてやっていただきたいというふうに要望しときます。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 済みません、水俣病審査課にお尋ねします。

先ほど水俣病認定検診費の話がございましたけれども、7,511万の予算で不用額が2,700万出ているということは、3分の1ぐらい少なかったのか、これはどういうことですか。検診者が少なかったのかどうなのか。

○三輪水俣病審査課長 この不用となりました額につきましては、使わなかった額につきましては、予定していたいろんな審査会の前回の打ち合わせ、そういう経費、そういうのを極力なくして、円滑に審査に臨めるようにというような配慮もいたしまして、そのような旅費とか謝金とかの経費が落ちていることなどによるものでございます。また、審査自体は、打ち合わせをなくすようなことによりまして滞ることがないように進めているところでございます。

先ほどの西委員からの御質問に対して、ちょっと訂正をさせていただきたいと思いません。

先ほどの御指摘で、水俣病認定検診費が7,500万あるからという、この内訳なんでございますが、実は、平成29年度につきましては、検診機器の整備と、機器自体が老朽化等当然でございますので、こういうものの整備につきまして1,500万ほど支出をしております。そのほか、ちょっと待ち受け的な予算として、解剖が必要になるような場合には検討会が必要でございます。そういう予算を合わせまして7,500万というような内訳でございます。あわせて訂正させていただきます。

○鎌田聡委員 じゃあ、その検診に係る費用とか、打ち合わせ等が減ったからということであって、検診の対象者が見込みが減ったということじゃないんですかね。

○三輪水俣病審査課長 はい、そういうことだと思います。

○鎌田聡委員 審査会でちょっと心配してまますが、今審査をまだされてない方が多分1,000人近く、減ったか知りませんが、あと2年でやってしまうという話ですけども、それは大丈夫なんですか。進捗率をちょっと教えていただきたい。

○三輪水俣病審査課長 知事の3期目の就任のときに、1,200名ぐらいのまだ申請されている方がおられました。一応目標としまして、熊本復旧・復興4カ年戦略の中で、その1,200件の審査を終わるということを立てておりまして、大体4で割ると年間に300ぐらいになります。今のところその数は順調に審査を行っているというところでございます。

ただし、新しく申請される方も、毎月、例

えば、10人とか、年に直すと100人を超えるような方もおられますので、なかなか、それを1,200件を4年間でゼロにするというのは非常に難しいという状況でございます。

ちなみに、9月末現在で、今申請されている方が766人でございます。9月末で766人でございますので、この方をできるだけゼロに、早く審査結果をお伝えできるように努めていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 熊本復旧・復興4カ年戦略でやってしまうという話を聞いたときに、大丈夫かなという思いもありましたけれども、数的には今見ると行けるかなとも思いますけれども、ただ単に、目標をクリアするために、少しその辺が審査がおざなりにならないように、そこはしっかりと見ていただきたいので、その辺をうまく急ぐ部分ときちんとやる部分と対応しながらやっていかなきゃならないと思いますし、今、月10人ぐらいやっぱり来てるんですか。

○三輪水俣病審査課長 月によって変わりますが、一時期ほどは多くはございませんが、大体10人ぐらいが新しく申請をされているというような状況でございます。

○鎌田聡委員 今言いましたように、あと2年後に、もうその審査会が閉じてしまうということにならないように、そこはだめな話だと思いますけれども、しっかりとスピード感も持ちながら、かつ、やっぱり丁寧に、切り捨てにならないように、しっかりと対応していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○藤本政策審議監 今課長が説明したとおりなんですけれども、知事が3期目に就任されたときに、1,200件というのは当時おられた申請者の方の数でして、今申したように年間

100人程度の申請者がおられますので、1,200件、もちろんやるつもりでやっていますので。ただ、4年やっても300とか400とかいうのは残るかなというのが現状でございます。

それから、検診、それから審査につきましては、これも知事が申してますとおり、最高裁判決に沿いまして、一つ一つ丁寧に着実にやっております。1人の申請者に対して、実はかなり検診の数が多いございまして、まず、疫学調査という魚介類の摂取状況などの聞き取り調査をして、それから耳鼻科、眼科の機械の検査をして、それから耳鼻科、眼科、神経内科のドクターの診察が要ります。

これだけ1人に対してかかりますので、それを大まかに言うと、年間350人ぐらいは検診、それから疫学調査をしたいと思っまして、そのうちの300人ぐらいを審査にかけたというような形でやっまして、その総額が検診機器等も含めて約7,500万ということでございますので、これは着実にやった上で丁寧にやって、審査も進めて、あと結果を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時15分休憩

午後0時57分開議

○小早川宗弘委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより企業局の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、企業局長から決算概要の総括説明をお願いいたします。

原企業局長。

○原企業局長 それでは、29年度の決算の概要説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等の措置状況について御報告いたします。

委員長報告資料の17ページをお願いいたします。

企業局17、「有明工業用水道事業は、依然として多量の未利用水を抱えているため、庁内関係部局や地元市町との連携を図り、更なる需要開拓に取り組むなど、経営改善に一層努めること。」という御指摘をいただきました。

工業用水道事業は、当初想定したような企業立地が進まず、進出した企業も節水に努められていることから、給水能力に対する契約率が、平成30年3月時点で、有明工水42.3%、八代工水34.8%にとどまり、厳しい経営状況が続いております。

特に、有明工水につきましては、水源確保のために参加した竜門ダム建設事業の建設負担金が、当初の約4倍に増大したことが加わって、大変厳しい状況にあります。

このため、八代工水は上天草・宇城水道企業団へ、有明工水は荒尾市と大牟田市上水道に一部転用したことを初めとして、商工観光労働部や地元自治体と連携した企業誘致など、さまざまな経営改善の取り組みを行ってまいりました。

現在も、企業誘致など収支改善につながる取り組みを引き続き進めており、特に八代工水では大量の工業用水を使用するバイオマス発電事業所の立地計画が進んでおり、実現す

れば契約率の大幅アップが期待できます。

さらに、工業用水分野におきましても、経済産業省が官民連携事業に力を入れており、本県も平成29年度のコンセッション導入可能性調査に参加し、30年度も引き続き資産評価等の詳細な検討を進めているところです。

次に、18ページの18、「阿蘇車帰風力発電所2号機については、故障により長期間停止しているため、速やかに原因究明と対応策の検討を行い、期限を定めて継続の可否について判断すること。」という御指摘がありました。

2号機につきましては、復旧に約9,000万円の費用を要し、再稼働ができてその復旧費用を回収できる見込みがないことが判明したため廃止を決断し、平成30年3月の県議会経済環境常任委員会に報告した上で、3月末をもって廃止いたしました。

さらに、さきの9月県議会経済環境常任委員会にも報告したところですが、公営企業の風力発電事業の承継に関心を持つ民間企業があらわれていることなどから、2号機の撤去準備と並行して、風力発電事業の継続を基本条件とする民間譲渡の公募を、あす10月16日から実施することとしております。

続きまして、平成29年度の電気、工業用水道、有料駐車場、3事業会計の決算概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業会計でございます。

総収益15億3,200万円余に対し、総費用は15億4,300万円余で、差し引き1,100万円余の純損失となっております。

主力の水力発電事業は堅調に推進しておりますが、平成29年度は、荒瀬ダム撤去に伴う固定資産売却損が発生したため、純損失となりました。

なお、現在、主要4水力発電所のリニューアル事業を行っているところですが、平成33年度中には4発電所全てで発電を再開する予定です。

また、24年度に着手した荒瀬ダム撤去につきましては、地元八代市坂本町の御協力や工事関係者の御尽力もあって、平成30年3月末で、6カ年にわたりました荒瀬ダム本体の撤去工事が無事完了したところです。

なお、環境モニタリング調査等につきましては、撤去工事完了後も平成31年度までの2年間は継続を予定しており、引き続き国の支援を要請しているところです。

次に、工業用水道事業会計でございます。

総収益9億8,300万円余に対し、総費用は10億600万円余で、差し引き2,200万円余の純損失となっております。

八代工水は2,000万円余、苓北工水は6,900万円余の純利益を確保いたしました。有明工水は1億1,200万円余の純損失となっております。

最後に、有料駐車場事業会計でございますが、平成28年度から5年間の指定管理者制度に移行しており、総収益1億2,600万円余に対し、総費用は4,100万円余で、差し引き8,400万円余の純利益を確保しております。

以上が決算の概要ですが、企業局としましては、現在の経営基本計画における経営基盤の強化や地域との連携などの基本方針に沿った事業経営を行いながら、平成32年度からの次期経営戦略の策定に向けた取り組みも進めてまいります。

決算内容の詳細につきましては、この後、総務経営課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○小早川宗弘委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○濱田監査委員 監査委員、濱田でございます。

監査委員を代表いたしまして、決算審査意見の概要を御説明いたします。

白い表紙の決算審査意見書、電気事業会

計、工業用水道事業会計、有料駐車場事業会計、3つが載ったやつをごらんください。

1ページをお願いいたします。

1ページの下から2段目ほどに、第2、審査の結果というふうに書いてございます。これが総括でございまして。

1番目、審査の結果のところをお願いいたします。

平成29年度熊本県公営企業会計、これは3つの会計でございますが、いずれの決算諸表も正確でございまして、経営成績及び財政状況を適正に表示をしているものと認めております。

その具体的な意見について申し上げます。

2ページから25ページまでは、ただいま企業局長から御説明がありました経営状況等々についての御説明です。

26ページをお願いいたします。26ページでございます。

ここは、審査意見でございます。3つの事業会計に分けて意見を申し述べております。要約をいたしまして、ポイントのみ申し上げます。

1番目の電気事業会計でございます。

2行目から始まりますが、平成30年度から、ただいまお話もありましたとおり、主力4発電所のリニューアル工事が始まります。今後しばらくは稼働停止による電力料金の減少が見込まれますことから、昨年度に引き続き経費節減に努めるほか、安定的な経営の確保が求められるとしております。

それから、2段落目には阿蘇の風力発電の件、そして、3段落目には荒瀬ダムのことを御意見申し上げております。荒瀬ダムについては、さらなる経営努力により資金確保を図るとともに、国の支援継続も求めている旨申し上げます。

2番目の工業用水道事業会計をお願いいたします。

これも2段落目から御説明申し上げます

が、苓北は良好な経営状況でございますので、八代工業用水道事業及び有明工業用水道事業について申し上げます。いずれも多くの未利用水を抱えて厳しい状況でございます。

そこでということで、後段のほうに書いてございますけれども、経営環境は依然として厳しい状況が続くことから、企業立地部門あるいは地元関係市町との連携を強化いたしまして、多角的な視点からさらなる工業用水需要の拡大に努めていただきたいというふうに申し上げます。

27ページをお願いいたします。

27ページが、3番目、有料駐車場事業会計でございます。

これも2段落目のところが結論でございます。指定管理者による駐車場の管理運営やサービス提供に関する履行状況をしっかりと評価しながら、引き続き県民が利用しやすい駐車場としての運営に努めていただきたいという意見を申し上げます。

以上が決算審査意見の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いいたします。

○西浦総務経営課長 総務経営課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、企業局は指摘事項はございません。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取り組み状況を説明いたしますが、先ほど局長が説明しました内容と重複する点は省略させていただきます。

電気会計事業では、まず、リニューアル工事期間中の売電収入減に伴う欠損につきましては、内部留保資金とリニューアル後に順次固定価格買い取り制度に移行することによる収入増で補填できると見込んでおりますが、

引き続き効率的な工事の実施に努め、経費の節減に取り組んでまいります。

次に、有料駐車場事業会計ですが、平成29年度に熊本地震被災箇所の本復旧工事に着手し、平成30年5月末に復旧工事が完了しております。

また、指定管理者による管理運営につきましては、最大料金制や自動精算機の導入といった利用者サービスの向上や従業員の接遇向上により利用者からの評判もよく、また、多くの県民が利用できるような柔軟な料金設定ができております。成果が出ていると考えておりまして、今後も指定管理者としっかり連携して利用しやすい駐車場を目指してまいります。

決算審査意見については以上でございます。

次に、決算概要につきまして、お手元の平成30年度決算特別委員会説明資料により説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、1ページの電気事業会計をお願いいたします。

1、施設の概要でございますが、水力発電は、昭和35年に発電開始しました市房第一発電所から、平成13年度に発電開始しました緑川第三発電所までの7つの発電所を運営しております。

水力発電の最大出力の合計は5万4,200キロワットで、これに阿蘇車帰風力発電所の最大出力900キロワットを合わせますと、最大出力は合計で5万5,100キロワットになります。

平成29年度の実績供給電力量は、水力発電が1億6,582万キロワットアワーで、前年度比91%でございました。主な要因としましては、平成28年度に比べ降水量が減少したためでございます。

風力発電は、平成28年度に続いて長期停止が発生したため、平成29年度実績は、70万6,000キロワットアワーとなっております。

次に、2、電力料金の契約の状況及び実績でございますが、発電した電力は九州電力へ提供しております。水力発電の市房第一から笠振の5発電所は、2年ごとに契約料金を改定しており、平成29年度分は、1キロワットアワー当たり8.57円相当で、料金収入は13億2,800万円余となりました。菊鹿と緑川第三は平成25年度から、風力発電は平成24年度から、それぞれ固定価格買い取り制度に移行しております。売電単価、電力料金収入は記載のとおりでございます。

2ページのほうをお願いいたします。

(1)の収益的収支についてですが、収入が15億3,200万円余、支出が15億4,300万円余で、差し引き1,100万円余の損失が生じております。前年度と比べ1億5,700万円余の減となっております。

収入においては、電力料が3,000万円余の減となり、収入全体では2,200万円余の減収となり、支出においては、修繕費等が増となったこと、固定資産売却損が増加し、特別損失が増となったことから、支出全体では1億3,500万円余の増となり、純損失となったものでございます。

3ページをお願いいたします。

(2)の剰余金(利益)処分計算書ですが、平成29年度末の未処理欠損金1,152万4,000円につきましては、将来の欠損に備えた利益積立金から繰り入れすることとしております。

この結果、(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、利益積立金は3億5,800万円余となり、内部留保金は43億3,500万円余となります。

次に、(4)資本的収支ですが、建設改良費や企業債償還金等、資本的支出が合計17億2,300万円余、一方、資本的収入は、企業債、工業用水道事業会計からの返還金、荒瀬ダム関連交付金等で、合計8億7,900万円余となっております。不足する8億4,300万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補填を

しております。

4ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計でございます。

1、施設の概要ですが、有明工業用水道が昭和50年、八代工業用水道が昭和52年、苓北工業用水道が平成5年に給水を開始し、給水能力は合計で1日当たり6万8,360立方メートルとなっております。

次に、2、利用状況ですが、平成30年3月31日現在で、有明、八代、苓北の3施設合わせまして41社に給水しております。

29年度は、八代工水において、前年度に比べ353立方メートルの増量となりました。これは、九州産廃株式会社ほか1者と新規契約を開始したものです。

なお、備考欄に記載のとおり、特に有明工水及び八代工水の契約率が30%から40%台と低迷し、多くの未利用水を抱えております。

企業局としては、先ほど局長が説明いたしましたとおり、引き続き関係機関と連携し、需要開拓に努めてまいります。

5ページをお願いいたします。

(1)の収益的収支ですが、収入は9億8,300万円余、支出は10億600万円余で、差し引き2,200万円余の純損失となっております。

6ページをお願いいたします。

(2)欠損金の状況です。

有明工水では45億900万円余、八代工水では13億7,000万円余の累積欠損金があり、全体では49億5,000万円余の累積欠損金を抱えております。

次に、(3)資本的収支ですが、資本的支出は、建設改良費、企業債償還金等、合計11億600万円余となっております。

資本的収入は、長期借入金や一般会計補助金等で、合計9億6,900万円余となっております。不足する1億3,700万円余は、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

7ページの有料駐車場事業会計をお願いいたします。

1、施設の概要ですが、有料駐車場事業は、熊本市中央区安政町の立体駐車場が収容台数298台、熊本市中央区新屋敷の月決めの平面駐車場が37台の合計335台で運営しております。

次に、駐車台数実績ですが、普通駐車と定期駐車を合わせた駐車台数は20万8,381台で、28年度を約5万台上回りました。

9ページをお願いいたします。

(2)剰余金処分計算書案です。

平成29年度未処分利益剰余金1億293万4,519円を処分案に示しておりますように、資本金に1,830万7,519円、そして県政貢献として、例えば、環境エネルギー政策等の財源の一部として、一般会計に繰り出すための地域振興積立金を新設しまして、8,462万7,000円を積み立てたいと考えております。

この結果、(3)積立金及び留保資金残高一覧のとおり、内部留保資金は8億9,000万円余となります。

なお、剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、議会の議決事項となっております。

次に、(4)資本的収支ですが、資本的支出は、建設改良費1,900万円余となっております。資本的収入はございませんので、全額を建設改良積立金等で補填しております。

以上が平成29年度決算の概要です。よろしく御審議をお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 再生可能エネルギーの問題からして、車帰の風力発電には非常に最初大きな期待があったわけですがけれども、結果的にはおおむね失敗であったと。

そこで、なぜ失敗したのか。当初、建設予

定地というかロケーションの選定が正しかったのかどうかという問題があると思いますけれども、この点について何かありますか。

○原企業局長 風力発電につきまして、当初、阿蘇の車帰に場所を選定したのは、これまでも何回か御説明しておりますように、阿蘇の車帰も含め、県内数カ所の風況いわゆる風速とか風向の調査をした中で、車帰が調査の時点では一番風がよかったと、採算性も基準を超える風が吹いていたということで、場所を選定いたしましたところ。

ところが、これもこれまで御説明しておりましたが、当初そこまで知見がなかったと言われればそれまでですが、建設しまして運営し始めましたところ、場所が外輪山に立っておりまして、風の乱れが大きくて、なかなか想定どおりうまく発電ができなくて赤字を累積してしまったというところでございます。

当初は、風力による再生可能エネルギーの普及あるいは地元への貢献ということで事業を開始いたしましたけれども、結果として赤字を累積し、そして、このたび県事業ではなくて民間に譲渡の可能性を当たってみようというところまでまいりましたので、結果的には当初の目的を果たせなかったのかなと総括しております。

○岩下栄一委員 民間に売却するんですか。

○原企業局長 先ほど御説明しましたように、基本は2号機はもう廃止いたしておりますので、1、3号機を県で継続していこうということにしておりますが、今年度に入りまして、ある民間の企業のほうが2号機を県が廃止するという情報を入手されて関心を持たれて、じゃあ場合によっては自分ところで事業を引き継いでもいいという民間企業もあらわれ、そして同じような例がないかということで調査をいたしましたところ、京都でも同じよ

うな公営企業の風車を民間に譲渡するという入札が成立した案件も見つかりましたので、県としても一度それにチャレンジしてみようというところでございます。

○岩下栄一委員 負の遺産は手放したほうがいいと思います。風任せとよく言うけれども、当てにならぬからですね、風は。委員会で宮古島の風力発電を見にいったけれども、ちょうど風のあそびゆんびゆん吹くけれども、プロペラのとまっとったですもんね。何でとまっとつとと聞いたら、あんまり風の強過ぎてとめてあるという話でね。風って本当難しいですよ。今後ともよろしくお願ひします。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○井手順雄委員 電気事業なんですけど、職員さんの給料ですね。これは平均すれば1人1,000万超えるというような状況ばってん、ほかのところは大体700~800万ぐらいの計算ばってん、どういったことでこういう形になって……。

○原企業局長 先ほどの説明資料の、例えば5ページ……。

○井手順雄委員 2ページです。2ページの支出の上から2番目。

○原企業局長 特に企業局のほうで知事部局と比べて高いということはありませんので、基本給に加えていろいろ加算しますと……。

○井手順雄委員 幹部が多かったらどうか。わからぬならいいですよ。

○西浦総務経営課長 今委員がおっしゃった

金額の中には、退職金の引当金が含まれておりまして、それが7,200万円——失礼いたしました。退職給付金が8,029万円余含まれておりまして、それも含んだ金額ということでございます。

○井手順雄委員 知事部局とはまた違った給与算出方法という形の捉え方でよかったですかね。

○西浦総務経営課長 給与の算定につきましては、知事部局と同じでございます。

○井手順雄委員 まあ別に高っけいとかぬというわけじゃなかったですよ。知事部局は、平均すれば800万前後で、何で電気事業は——なら、引当金も知事部局は入れた中で800万前後の平均で来てるのに、電気事業に対しては1,000万超えるというような捉え方でよかったですね。同じと言わせばどういうことですかという話、この200万は。

○西浦総務経営課長 昨年のはたまたまです、2名の方が退職をされましたので、その給付に当てたということで、この金額になってるということでございます。

○井手順雄委員 52名の方の給与という形でいいんですね。

○西浦総務経営課長 50名分で算定をしております。

○井手順雄委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 平均給与というのがわかりますか。

○井手順雄委員 単純に割っただけですよ。通常の知事部局より200万ぐらい高いかなと

思って質問しただけであって。幹部の方が多いから高いんだろうというふうに理解しております。

○小早川宗弘委員長 別に資料があれば、後から報告をそれぞれの先生方に、その参考になるような資料を配付してください。

ほかにありませんか。

○緒方勇二委員 荒瀬ダム撤去についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、6年に及んで日本初のダム撤去になりました。本当に大変だったというふうに理解を申し上げます。

その中で、最後の結びのところ、概要説明の中で「引き続き、国への支援を要請しているところです。」とありますけれども、この環境モニタリング等の調査、これは何かダム撤去に伴う義務づけがされてる事業なんですかね。そういうことへの引き続きの国の支援をとということで結んであるんですか。中身について少し教えてください。

○伊藤工務課長 工務課でございます。

環境モニタリング調査は、荒瀬ダムを撤去する際のダム撤去に伴う環境に何らかの影響を与えないかということで、企業局が計画して調査をしております、特に義務づけはないということでございます。

○緒方勇二委員 何か新しいものをつくる時は、環境アセスメントとか、モニタリング調査とか、いろいろやるわけですが、逆に、初めての撤去だったので進んで、その後の環境に与える影響が云々ということで、自発的にやられた調査というふうに理解してよろしいですか。そこに対する国への支援を要請しているということですか。

○原企業局長 今委員がおっしゃいましたように、特に法的に義務づけがあるモニタリン

グではございません。ただ、全国でも初の事例ですので、撤去工事の期間6年間と撤去前の2年間、それと撤去後の2年間、合わせて10年間は撤去工事の影響を見ようということでのモニタリング調査でございます。

モニタリング調査の経費につきましては、特別に環境省のほうから交付金をいただいておりますので、モニタリング調査が終わる2年間は、引き続き環境省の御支援を今お願いしているところでございます。

○緒方勇二委員 その瀬の再生とか、いろんな好影響が出てきたと思うんですね。そして、片方では失のうたもんもたくさんあるんだろうと私は推しはかるんですけども、要は、そういうことが、全国的に、インフラが老朽化に伴っていろんな撤去等が出てくるときに参考になるんだと思いますので、今後とも丁寧に進めていただきますようお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 河津先生がいらっしゃるけれども、今まで随分お金がかかってきたけれども、小国の地熱発電ですね。これはもう全然終わってしまった話ですか。

○伊藤工務課長 もうかなり前に企業局が小国のほうで地熱の調査をしておりましたが、現時点では、もう企業局では調査を行ってないということでございます。

○岩下栄一委員 これも随分期待したんですけどね。残念ですね。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありますか。

なければ、これで企業局の審査を終了しま

す。

ここで、説明員の入れかえのために5分間、1時35分まで休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時36分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、これより委員会を再開します。

これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、病院事業管理者から決算概要の総括説明をお願いいたします。

三角病院事業管理者。

○三角病院事業管理者 病院局の三角でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、着座のまま失礼いたします。

こころの医療センターの運営に当たりましては、かねてから御指導、御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、決算等の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要する事項等とされました点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

病院局に対しましては、「熊本地震の影響による患者の増加や思春期医療に係るニーズの高まりなど、こころの医療センターの重要性が増しているため、スタッフ等受け皿となる体制にも十分配慮しつつ、引き続き経営改善に取り組むこと。」という御指摘をいただきました。

こころの医療センターでは、県立の精神科医療機関として、時代のニーズに応じた医療を適切に提供できるよう、熊本大学を初めとする関係機関と連携を図りながら、また、さまざまな広報媒体等を活用しながら、医師や

看護師等の人材確保に努めております。

本年度は、思春期ユニットの本格稼働に合わせ、熊本大学から児童・思春期医療の経験が豊富な医師の派遣をいただくなどして、体制の充実強化を図ったところです。

また、医療スタッフを学会や各種研修会へ積極的に派遣するなど、知識や技術の習得、資質の向上に取り組んでおります。

今後も、優秀な人材の確保、育成に取り組み、質の高い医療を提供できるよう努めてまいります。

次に、当センターの運営状況について御説明いたします。

こころの医療センターの入院患者数は、現在110名前後、外来患者数は、1日平均105名程度で推移しております。

当センターでは、措置入院など民間では対応が困難な患者の受け入れや、薬物依存など専門性が必要な患者の治療を行うセーフティネット機能としての役割はもちろんのこと、政策的、先導的医療を推進するため、患者の地域移行支援や児童・思春期医療に重点的に取り組んでおります。

また、本年3月には、平成30年度から平成35年度を計画期間とする第3次中期経営計画を策定し、入院医療中心から地域生活中心へという国の政策の方向性等を踏まえつつ、県立の精神科医療機関として、当センターが今後進むべき方向性や計画期間中の目標を示したところです。

地域移行や発達障害など、社会的課題に対応した医療が適切に提供できるよう、引き続きしっかり取り組んでまいります。

次に、平成29年度の決算状況について概略を御説明いたします。

総収益15億6,000万円余に対し、総費用15億1,000万円余で、4,300万円余の純利益となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、資本的収支について、過年度分損益勘定留保資

金で補填するなど、一般会計からの繰入金に過度に依存することのない効率的な運営に努めております。

今後も、県立病院として期待される役割を果たすとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算状況の概要でございますが、詳細につきましては、後ほど総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○小早川宗弘委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○濱田監査委員 お手元にお配りをしております、今度は赤い表紙の決算審査意見書、熊本県病院事業会計と書いたものをお願いいたします。簡潔に御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。1ページをお開きください。

1ページに、第1として、審査の概要を申し上げております。この中で、真ん中ほどに第2、審査の結果、そして1で審査の結果というふうに書いてございます。ここをお願いいたします。

今回審査に付されております29年度の病院事業会計の決算諸表は、一部に改善すべき事項はあったものの、病院事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しています。

また、財務会計事務におきましては、これも一部に改善すべき事項はあるものの、おおむね適正に行われていると認めております。

以下、8ページまでは経営の状況等でございますので、重複いたしますので、省略をいたしまして、9ページをお開きいただきたいと思っております。

9ページをお願いいたします。

9ページが、第3、審査意見でございます。

4点申し上げます。

まず、1点目でございます。

第2次中期経営計画の検証及び第3次中期経営計画の着実な実施ということでございますけれども、2段落目に結論を書いておりますけれども、第2次の中期経営計画の事業の検証結果を踏まえまして、今回策定した第3次中期経営計画に沿って、計画を確実に実施し、運営体制の強化に向けて取り組んでいただきたいという意見でございます。

(2)でございます。

医師を初めとした医療スタッフの確保について申し上げます。安定的な医療体制や、今後県民からの期待が高い児童・思春期医療の確立を図るため、医療スタッフの養成、確保が重要でございます。

引き続き、知事部局を初め熊本大学等との密接な連携に努めていただきたいと申し上げます。

(3)でございます。

新たなニーズに対応した医療の展開についてでございます。

当センターについては、地域生活支援室の設置等により利用実績が伸びてございますが、今後、平成29年度に開設をいたしました思春期ユニットの着実な運営など、引き続き利用者のニーズに対応した医療の展開に努めていただきたいという意見でございます。

最後に、(4)でございます。

退職給付引当金の計上についてでございます。

これにつきましては、新しい会計基準に沿って適正な処理に努めていただきたい旨申し上げます。

以上が決算審査意見の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○緒方総務経営課長 御説明いたします。

まず、監査結果の指摘事項について御説明いたします。

本年度の定期監査における指摘事項について、別紙、監査結果指摘事項によって御説明いたします。

「前々年度監査及び前年度監査において、障害者雇用促進企業等を1者追加して見積書を徴取していないことを課題としていたが、今年度の監査においても、産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務委託等において、追加徴取されていない。」との指摘がありました。

平成29年度は、産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務委託等においては、追加徴取を失念しておりました。

事案の発生後、局内の契約事務について、施行伺い等に障害者雇用促進企業等の項目も含めたチェックリストを添付し、複数職員によるチェックを行っており、以後、同様の事案は発生しておりません。今後も、適正な事務処理を心がけたいと考えております。

監査結果指摘事項については以上であります。

続きまして、監査委員からの決算審査意見について取り組み状況を御説明いたします。

1点目であります。

第2次中期経営計画の検証及び第3次中期経営計画の着実な実施についてです。

関係団体との協議及び運営評価委員会からの御意見をいただき、平成30年3月に第3次中期経営計画を策定しました。

今後も引き続き、県立の精神科医療機関としての役割を果たし、経営の改善を図っていきます。

2点目、医師を初めとした医療スタッフの確保についてですが、県立病院としての役割であるセーフティーネット機能に加え、患者の地域生活支援や児童・思春期医療を推進するために、今後も、大学との連携を図りながら、医療スタッフの確保に努めていきたいと

考えております。

3点目であります。

新たなニーズに対応した医療の展開についてですが、先ほど申しました地域生活支援や児童・思春期医療を推進しており、児童・思春期患者の専用病床として、思春期ユニットを開設し、4月から本格稼働を行っております。

4点目、退職給付引当金の計上についてですが、昨年度は、一昨年度に通常の年度より多く積み立てていたこともあり、計上を見送ったところです。しかし、平成26年度から適用されている新会計基準によると、退職給付引当金は毎年積み立てることとされております。

今後は、この新会計基準に沿って適正な事務処理に努めてまいります。

決算審査意見書については以上であります。

続きまして、平成29年度の決算状況等につきまして御説明いたします。

なお、説明につきましては、お手元のこういう資料になります。平成30年度決算特別委員会説明資料を中心に、冊子の決算書につきましては、該当ページをお伝えしたいと思います。

資料1 ページ、病院の概要であります。

まず、(1)沿革であります。

当院は、昭和50年、富合病院として開院、現在の形になったのは平成9年、診療科目は記載のとおりであり、結核病床も保有しております。

経営形態は、地方公営企業法全部適用、許可病床は200床ですが、平成20年度から50床を休床し、現在の稼働病床は、精神病床、結核病床合わせて150床であります。

組織は、資料記載のとおり、診療部、看護部、総務経営課という構成で、平成30年4月1日現在の職員数98人となっております。

2ページをお願いいたします。

見開きで、県立病院として重要な2つの取り組み、左側のページにセーフティーネット機能の維持、充実、右のページに政策的・先導的医療の展開を記載しております。順に御説明いたします。

まず、左側のページ、1、セーフティーネット機能の維持・充実であります。

まず、説明資料の欄外、注釈1をごらんいただければと思います。

当院では、民間精神病院等では受け入れが難しい殺人とか傷害等を犯した患者、覚醒剤中毒患者等を受け入れております。

本文の表をごらんいただければと思います。

ただいま御説明いたしました患者を含む措置入院の受け入れや高度な専門性を要する者の受け入れ等の実績について、平成28年度、平成29年度を比較して記載しております。

平成28年度は、熊本地震の影響によって、ほかの病院からの受け入れ患者及び2次救急輪番が通常の年度より著しく増加していたため、その分平成29年度の対前年度減少幅が大きくなっております。

右のページをごらんいただければと思います。

当院のもう一つの重要な取り組みである政策的・先導的医療の展開、具体的には、(1)地域生活支援と(2)児童・思春期医療について記載しております。

まず、(1)患者の地域での社会生活に向けた地域生活支援の充実を御説明いたします。

これにつきましては、平成26年度に地域生活支援室を設置して取り組んでおります。

主な活動なんですが、ごみの分別や買い物支援等の日常生活支援、金銭、服薬管理、ヘルパー等であります。

年々、対象者、訪問支援件数も増加しており、地域での社会生活に向けた支援が徐々に進んでいるところであります。現在、専従の職員4人で対応しております。

次に、(2)児童・思春期医療の積極的推進についてであります。

児童・思春期医療につきましては、不登校、虐待など、子供の心を取り巻く問題が深刻化している一方で、採算性の問題から診療できる医療機関が少ないというのが現状です。

当院では、平成24年度から外来診療を行ってまいりました。表をごらんのとおり、年々数がふえてきている状況であります。

また、昨年度、西2病棟を改修し、新たに専用の入院病床を設置し、本年度4月から本格稼働を行っております。

次のページをお開きいただければと思います。左のページに入院、外来の状況、右のページに経営状況を記載しております。

まず、左のページ、3、入院・外来の状況を御説明いたします。決算書につきましては、主に13ページ、14ページになります。

ア、入院患者につきましては、これにつきましては大幅に減少しております。これにつきましても、先ほど触れましたとおり、28年度の熊本地震の影響で通常の年度より患者が増加したのが大きな要因と考えられます。

続きまして、イ、外来患者につきましては、横ばいとなりました。後ほど御説明いたします児童・思春期外来は増加した一方で、デイケアについて、これまで頻繁に利用されていた患者様が入院されたこと等によって利用回数が減少したため、結果的に横ばいとなりました。

続きまして、右のページ、経営状況を御説明いたします。決算書は、主に5ページになります。

まず、ア、当期純利益ですが、先ほど御説明したとおり、入院患者数の減少により、営業収益は減少したものの、修繕費に修繕引当金を充当したことや退職給付引当金の見送り等により費用も減少し、結果的に約4,300万円の黒字となりました。

次に、イ、収益的収支の一般会計からの繰り入れにつきましては、表のとおり前年度に引き続き減少しております。

なお、資本的収支のほうの一般会計の繰り入れにつきましては、一般会計に過度に依存しない効率的な運営を目指し、平成23年度から繰り入れを行っておらず、支出につきましては、内部留保資金で対応しております。

費目ごとのデータにつきましては、決算書の15ページ、16ページに記載しております。

次のページをお開きいただければと思います。

右側のページ、第2次中期経営計画の総括であります。

まず、(1)経営面についてです。

第2次中期経営計画で掲げました4つの経営目標につきましては、5年間の平均で見た場合、作業療法のみ目標を達成しております。各年度により経営目標の達成状況は異なりますが、全ての年度において経常収支比率が100%を超え、黒字を達成しております。

次に、(2)政策的・先導的医療についてです。

3ページでも御説明しましたとおり、政策的医療である地域生活支援につきましては、支援対象患者数及び訪問支援延べ件数とも増加しております。

先導的医療の児童・思春期医療につきましては、児童・思春期専門の外来診療に加え、平成30年2月に専用の入院病床を開設し、本年4月から本格稼働を行っております。

添付のA3の資料をごらんいただければと思います。

最後に、第3次中期経営計画の策定について概要を御説明いたします。

当院では、これまで経営改善を図るとともに、適切な精神科医療を実現するため、2度にわたる経営計画を策定してまいりました。

平成29年度は、現在の中期経営計画が最終年度となることから、平成30年度から平成35

年度を計画期間とする第3次中期経営計画を新たに作成し、入院医療中心から地域生活中心へという国の政策の方向性等を踏まえつつ、今後県立病院に求められる役割についてしっかり検討し、当院が今後進むべき方向性や計画期間中の目的を示したところでありませぬ。

A3資料左側の記載のとおり、5つの柱立てをしております。

概略を申しますと、1番、県立の精神科医療機関としてのセーフティーネット機能の維持、充実や政策的、先導的医療への取り組み、2番、医療の質の向上と安全確保、3番、患者の地域生活支援、4番、DPAT等の地域貢献、そして5番、勤務環境の改善等を掲げております。

収支の見込み、経営目標につきましては、右側各表記載のとおりであります。

説明については以上であります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 ことしの5月だったですかね、高野厚生常任委員長に引率されて、ここの医療センターに参りました。非常に何か整って快適そうな、だからといって入るわけじゃありませんが、非常に行き届いた病院づくりがされとるなど。しかも、経営計画を順調にされて黒字であるということで、昔の富合病院はいろいろ問題あったけれども、今本当に成功しているなというふうな感想を持ちました。

ついては、稼働病床が150で50床あいてるわけですかね。その理由が医師不足とありますけれども、ドクターはあっちこっちに余ってるような気もしないではないけれども、や

っぱり精神科ということですかね、少ないのは。それと、看護師の数はどうですか。やっぱり足りない。

○緒方総務経営課長 看護師の数、現状においては満たしているところであります。ただし、育休代替とか、あるいは産休代替とか、代替職員のときに、今度臨時職員を確保する必要があるものですね。この臨時職員を確保するのが人手不足でなかなか確保がしづらい状況になってきている、このように思います。

以上であります。

○岩下栄一委員 医師不足の解消には何か努力されてるんですか。

○緒方総務経営課長 幸い、平成30年度につきましては、熊大のほうから医師を多く派遣していただきまして、平成29年度に比べて医師の数は増加しております。

以上であります。

○大塚院長 委員長、つけ加えてよろしいでしょうか。病院長の大塚と言います。このことに関して、少し歴史を踏まえてお話をさせていただきます。手短に済ませたいと思います。

もともと、この50床、約200床から150床に削ったというのは、平成20年度の地方公営企業全部適用のときが境目であります。その全適のときに、なぜ50床減らさざるを得なくなったかといいますと、その年に常勤医が4名やめました。この4名やめたいきさつに関しては、その以前に、あり方検討委員会という当院に関する委員会が設けられまして、その席の中で、その当時県庁の事務方で、今偉くなっておられますけれども、その方が非常に現場の医師のモチベーションをそぐような発言をされました。それから4人やめました。それから暗黒の10年はまだ取り戻せていない

と、僕は思っております。

○井手順雄委員 ことしから思春期ユニットという形の中で開設されたということですが、今の子供たちは多種多様な環境の中で生活、私たちの子供のときとか若いときと全然違った環境の中で暮らしておるわけでありまして、いろんな人がいらっしやると思います。

これを開設されて、今現状、どのような感想といいますか状況なのか、そして、今後どのような形の中でこれを充実させていかれるのか、わかればちょっと説明いただければありがたい。

○緒方総務経営課長 まず、現状であります。

4月から本格稼働したんですが、本日現在で6名の入院患者さんがいらっしやいます。平成26年に、この全国の児童・思春期病床を持っているところの稼働病床、病床をどれだけ満たしているかという、大体56%でした。56%をうちの20床に引き直してみると、大体11人ぐらいになります。現在6人で少し足りぬとですけども、4月から稼働して現状でも6人入ってらっしやると。そして、外来の患者さんも平成24年度に比べれば随分多くなっていますので、今後、恐らく児童・思春期の入院患者さんはふえていくような感じにはなっていくと思います。

主に発達障害の患者さんが多いものですので、発達障害の方で、どうしても外来、通院で治療ができない方については、入院していただき治療していくという方向で、今後入院患者さんがふえていくと、またそこで十分な医療を提供していくと、このような今後の見込みであります。

以上であります。

○井手順雄委員 発達障害の皆さん、大変今

多く感じるようなところがあります。その中で、ぜひとも充実を図ってってもらいたい。病院事業ですから、もうけんでよかったですよ。利益は上げぬでよかです。その利益をどんどん患者さんに還元して……（発言する者あり）ここだけはもうけぬでよかと私は思います。充実した最新機械の導入とか、やっぱり充実を図って、あらゆるそういう患者さんの対応をしていくと。

やっぱりここの病院、私は昔から見てますけれども、本当、一生懸命頑張っておられます。ここは、ぜひとも応援したいというふうに思いますので、今後ともやっていただきたいと思います。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ちょっと私からも関連して、済みません、よかですか。

思春期外来とか児童・思春期医療のことに、この3ページで、岩下先生の御指摘もあったごて、この医師の確保とか医療スタッフの確保というふうなことで、これ(2)の先導的医療の展開の①ですよ。専門医師の養成と。これ、平成24年、26年、28年というふうなことで、常勤医を1人東京のほうに派遣されていると思いますけれども、これ多分2年間で研修が終わるのかなという感じなんですよね、これ。24、26、28。この人たちは、帰ってきて、この病院に定着されてますか。

あと、気になるのは、やっぱりその医師の確保が必要というふうなことで、ここに長期派遣と書いてありますね、長期派遣研修。1年間とかもうちょっと短期間でその研修されている医師を呼び戻して、熊本のここの病院で実地を踏みながら研修してもらおうということも、その人数が足りぬなら、そういうことも工夫の余地に入るんじゃないかなと思いますけれども、その点についてちょっと聞かせてください。

○緒方総務経営課長 平成24年、26年、28年、この長期派遣研修は、およそ半年の研修になります。趣旨的には、研修に行っていたで、うちで何年か働いていただくということなんですが、残念ながらちょっと定着のほうがないような状況であります。

そのかわり、千葉のほうに国府台病院というのが、大きい児童・思春期の非常にすぐれた医療を提供するところから、そこで治療に当たった先生がことし熊大の御紹介でうちに来ていただくことができました。今その方を中心に、児童・思春期を充実させていってると、そのような感じであります。

確かに、定着していただいて何年か働いていただくことが、なかなか今のところはというところになります。

以上であります。

○小早川宗弘委員長 半年間の研修なんですね。でも、定着がないというふうなことで、それは、予算的には県の予算で半年間行かれるわけでしょう。それがもう無駄になっているというふうなことであれば、その研修自体も内容も含めて何かこう変えぬと、これ28、今も常勤医師1人を派遣されとつとでしょう。今は違うんですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 ちょっとそこはまた何か検討をしていただきたいと思います。

○三角病院事業管理者 医師の派遣に関しましては、委員長から今お話があったのが現状でございますけれども、これはやっぱり大学の医局人事の中で動かざるを得ないという現実の中で、そういった状況になっているというところで。これにつきましては、私どもとしましても問題意識を持っておりまして、今大学の医局のほうに対しまして、私ども、研修の思春期医療を進めるということにしてお

りますので、こういった医師を養成するということで、研修費用については提供することにはやぶさかでない。ただ、そのかわりうちのほうに一定期間は勤務していただくという、こういうローテーションを確立していただくように今お話をしているところでございます。

それから、先ほど課長が説明しましたとおり、中核となる専門の先生が来ていただいておりますので、その方の御指導のもとで、また、こういった医師を当病院で育成して、できれば、児童・思春期の医療の県内の中心的医療機関というような位置づけになるよう、取り組んでいくことにしております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員長 わかりました。

ほかに。

○高野洋介副委員長 私も、この間見させていただきまして、大変頑張ってらっしゃるなというのは感じましたし、やっぱりすばらしい病院は、すばらしいスタッフと設備とがまじ合わさってこそすばらしい病院だと言われるんです。ですから、ぜひ、これ見ますと、人件費のほうに余り変わらないような状況ですよ、今後も。

ですから、ちょっとお尋ねなんですけれども、ほかの民間の病院と同じようなやつですね。同じ科とかいろんな規模とかもそうなんですけれども、同じような病院の中で、給与体系自体は、医師と看護師いらっしゃると思いますけれども、どういった違いがあるのか、同等なのか、県の病院のほうに安いのかというのをちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○緒方総務経営課長 済みません、民間の場合の給与というのが、なかなかちょっとつかめぬとですけども、全国の自治体の精神科

病院等の平均にしますと、大体月給が、常勤医師で、自治体病院の場合で大体130万ぐらい、うちの場合が、大体これは平均してなんですけれども140万ぐらいで、10万アップぐらいです。そして、看護師の場合も、大体月平均53万ぐらいなんですけれども、うちの場合56万なものですので、よその自治体の精神科平均よりも少し高目、高目と言ったら変なんですけれども、ちょっと高目になっているというのが現状です。済みません、民間の給与についてはちょっと把握しておりません。

○大塚院長 私、今こちらで病院長してますけれども、以前は、実は菊池有働病院という民間病院で病院長をしておりました。そのときに私は経営に携わっていらしたので、今の副委員長の質問にお答えできる立場にあると思います。

ドクターに関しては、民間病院の5分の4です。ギャラがですね。多分看護師さんに関しては、民間病院の1.5倍ぐらいになってると思います。それが大体の私の感覚になります。

○高野洋介副委員長 そういうところを足りないところは埋めていきながら、やっぱり県としてしっかりこういう病院を維持して発展させていくためには、そこもしっかり視野に入れて、知事部局とも相談しながら、そこはしっかり——給与体系もあるかもしれませんが、そこの改善なりプラスアルファでちょっと考えながら今後検討していかないと、やっぱり民間との戦いですよね、人材の取り合いは。だから、そこに負けないような取り組みをぜひ今後やっていただきたいというふうに思います。要望をお願いします。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○鎌田聡委員 済みません、3ページの上の

ほうの地域生活支援室ですね。

年々対象者はふえてきていると思いますけれども、これ26人、大体これは県内いっぱいということなんですかね。

○緒方総務経営課長 地域生活支援の場合、こちらからお宅に訪問したりして支援を行うんですけれども、そうすると、どうしても遠くに行けば行くほど件数が減るということになるものですが、県内一円ということができずに、大体車で30分で行ける範囲が大体支援の対象かなど、このようになっております。

以上であります。

○鎌田聡委員 訪問支援の件数当たりもずっとふえてきているので、スタッフの話になりますけれども、ここも4人で回していくのは非常に厳しいんじゃないかなと思いますけれども、どうなんですかね。

○緒方総務経営課長 今スタッフ4人おるんですが、大体4人で30人ぐらいだったら支援が可能になります。これ以上支援をふやすとなると、やっぱりスタッフが要ると。現状の4人だったら、大体今26人ぐらいなんですけれども、現状でちょうど、もう少し、あと4人ぐらいふやしてもいいかなど、このような現状に今なっておるところであります。

以上であります。

○鎌田聡委員 また新規の対象者あたりが出てくる可能性もありますので、こういうサービス、なかなか大変だと思いますので、スタッフの部分も、余りここがふえてくるのであれば、その辺の見直しもパイが限られてる中で厳しいと思いますけれども、その辺もスタッフに無理が来ないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで病院局の審査を終了します。

病院局の皆さん方、お疲れさまでございました。

ここで、説明員の入れかえを行います。休憩はいたしませんので、しばらく入れかえのためお待ちください。

（病院局職員退席、人事委員会事務局職員着席）

○小早川宗弘委員長 これより人事委員会事務局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま、できるだけ簡潔にお願いいたします。

人事委員会事務局長から決算概要と資料の説明をお願いいたします。

○田中人事委員会事務局長 人事委員会事務局の田中でございます。

例年、各種委員会の中で一緒に御審議いただくところですが、今回採用面接と重なりましたので、人事委員会単独での委員会を開催いただきますことを感謝申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要について、お手元の説明資料に基づきまして説明させていただきます。

1 ページをおめくりください。

1 ページは、総括表でございます。説明は、次の2ページからさせていただきます。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入につきましては、収入済み額が224万7,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いします。

歳出でございます。

支出済み額は1億5,950万8,000円で、翌年度への繰り越しはございません。

また、不用額は481万2,000円でございます。

内訳は、下から2段目の委員会費が、人件費等の執行残68万3,000円、最下段の事務局費が、職員採用試験の会場借り上げなどで経費節減等に努めたことに伴う執行残412万9,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で人事委員会事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 ありませんか。なければ、これで人事委員会事務局の審査を終了いたします。

次回、第5回委員会は、10月19日金曜日午前10時に開会し、午前中に農林水産部の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

なお、委員会資料は、足元の資料袋に入れてありますので、御確認のほどよろしくお願い致します。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

本日は、お疲れさまでございました。

午後2時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長